

活かしてナンボの会計

金融検査マニュアル廃止による金融機関の融資への影響

■ 税理士法人 袖野会計

- ・代表社員 公認会計士・税理士 袖野守康
- ・社員 公認会計士・税理士 北爪功一

税理士法人袖野会計は、中堅・中小企業の税務会計業務のほか、経営改善、組織再編、事業承継、資金調達、会計システム導入、企業価値評価、事業再生などの支援業務を多数手掛ける。税務会計の処理代行だけでなく、企業に求められる財務戦略や経営企画の立案及び実行支援も行っている。株式会社の社外取締役・監査役、公益法人の監事等にも在任。(〒320-0806 宇都宮市中央1丁目9番11号 大銀杏ビル2階 TEL.028-651-3460 (代表) FAX.028-651-3461 URL : <http://www.sdncpa.or.jp> E-mail : soumu@sdncpa.or.jp)



1. 「金融検査マニュアル」が平成31年4月1日以降廃止

金融庁は、平成30年6月に公表した新しい検査と監督の考え方と進め方を整理した「検査・監督基本方針」(以下、「基本方針」とする。)において、金融行政の視野をこれまでの「形式・過去・部分」から「実質・未来・全体」に広げ、国民厚生増大に寄与することを目指すとして、「金融検査マニュアル」(以下、「マニュアル」とする。)を平成31年4月1日以降廃止するとしている。

マニュアルは、バブル崩壊後の日本における不良債権を処理する対策として、平成11年に導入され、金融機関の債権管理方法を実質的に規制してきたものである。金融機関は、その所有する資産をマニュアルに従い自ら評価検討する自己査定を実施し、特に貸出債権については、基本的に債務者である貸出先の財務内容に応じて、「正常先」「要注意先」「要管理先」「破たん懸念先」「実質破たん先」「破たん先」の6つの区分に貸出先を分類し、それぞれの区分ごとに償却引当すなわち貸倒引当金を計上することが求められ、その結果、不良債権処理が進捗したといわれている。

しかし、金融機関が、厳格で画一的であるマニュアルに過度に依存する事態となった結果、担保や保証による融資の保全を優先し、リスクを回避することとなったため、成長が見込める企業であっても、担保不足等を理由に資金調達が困難となるケースが見受けられることとなった。

マニュアルは、不良債権処理には確かに効果的であったが、マニュアルに基づく金融庁の徹底した検査により、金融機関が健全性を重視することとなったため、リスクマネーの担い手としての役割を果たさなくなるなど金融仲介者として機能不全に陥るといった副作用をもたらした。

このような副作用を解消するため、金融庁は、基本方針で示された、マニュアルの廃止だけでなく、検査局廃止等の機構改革まで実施している。遠藤金融庁長官は、基本方針に基づく新たな金融行政モデルについて、担保・保証がなくても金融機関が企業、経営者を見て判断し、融資するサービスを提供できるようになるとし、さらに、金融機関が本来有すべき金融仲介機能を十分発揮できるようその後押しを金融庁が果たすと述べている。

2. 金融機関の融資姿勢への影響

マニュアルが廃止されると、これまでのように債務者区分ごとに過去の貸倒実績に基づき償却引当を実施し貸倒引当金を計上していた方法から、各金融機関の予想や判断に基づき、貸出先や貸出債権のポートフォリオの実態をより反映した将来の予想貸倒実績率を算出して償却引当を実施する方法に変わると予想される。

金融機関が担保・保証がなくても各企業の経営者やその事業性を評価して融資を行うためには、金融機関自らがビジネスの将来性を正確に評価する能力を有することが求められるが、その前提となるのは、そのビジネスが金融機関の求める期待収益以上の収益を獲得することについての実現可能性である。

企業が、金融機関の自主的な判断に基づき融資を受けるためには、融資を受ける企業が実現可能な事業計画を策定し、その進捗状況や計画と実績の差異を把握することが求められ、それらの融資判断に必要なデータや根拠を企業側から金融機関に対して提供することが、必要不可欠なこととなる。

企業としても、金融機関が将来の予想損失に基づいて償却引当を実施するという事は、信用コストとしての予想貸倒損失率が調達コストである借入金金利に反映されることとなるため、事業計画及び金融機関に対する情報提供はより重要なものとなるのである。